

## 「堺第7－3区共生の森づくり全体会議」 設置要綱

### (名称)

第1条 この会は「堺第7－3区共生の森づくり全体会議」(以下「会議」という。)と称する。

### (目的)

第2条 会議は、20世紀の環境問題が凝縮された産業廃棄物処分場を、様々な主体と様々な実験的な取組みにより、環境共生時代の都市モデルとなる「共生の森」として再生することを目指し、堺第7－3区共生の森エリアにおいて、多様な主体が参画して、森づくりに関する情報提供、意見交換、調整協議、計画提案、運営管理等を行い、府民と行政の協働による森づくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 森づくりの全体計画の検討・管理
- 二 多様な主体への活動呼びかけと活動支援
- 三 参画主体相互の調整
- 四 その他目的達成に必要な事業

### (構成)

第4条 会議は、第2条の目的を達成することに賛同する者をもって構成する。

- 2 会議に加入しようとするものは、会議での賛同を得て加入できる。
- 3 会議は、必要に応じて部会を設けることができる。

### (会議)

第5条 会議は、構成員の要請により事務局が召集する。

- 2 会議は、必要な場合は構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 会議の事務局は、大阪府主務担当課におく。

### (その他)

第7条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に関して疑義が生じたときは、会議において協議する。

## 附 則

この要綱は、平成22年9月9日から施行する。

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

この要綱は、平成25年10月4日から施行する。

## 構成員

構成員名	備考
大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室	
大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室	管理者等
大阪府港湾局 計画調整課	
堺市環境局 環境保全部環境総務課	
堺市環境局 環境保全部産業廃棄物対策課	管理者等
企業による森づくり連絡調整会	
特定非営利活動法人 グリーンベイOSAKA	
住友ゴム工業株式会社	
西日本電信電話株式会社	
株式会社長谷工コーポレーション	
NPO法人 共生の森	
大阪帝塚山ロータリークラブ	
大阪リバーサイドロータリークラブ	
特定非営利活動法人 大阪府民環境会議	
日本野鳥の会大阪支部	

## 事務局

大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室	
----------------------	--